



別紙様式第1号 (第3関係)

平成29年12月25日

奈良市議会議長 北 良 晃 様

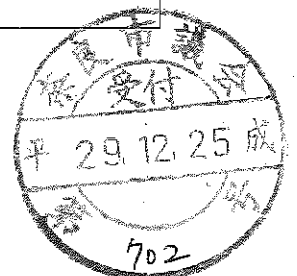
質問者 植 村 佳 史



文 書 質 問 票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づき、次のとおり質問します。

質問事項	質問の具体的内容	回答者
危機管理行政における奈良市国民保護計画について	<p>北朝鮮によるミサイルの発射が相次ぎ、我が国の安全保障環境が深刻化していることから、国民保護への関心が高まっている。かつてない急速な脅威の高まりに、市民の関心は高いものの、その認識については、いまだ十分でないというのが実態ではないかと感じている。</p> <p>そこで、そのことに関して以下のとおり質問する。</p> <p>1 弾道ミサイルやテロによる攻撃が奈良市の近傍で生起した場合、市町村のみでは対応が困難かと思われる。現在の国民保護制度における国と地方公共団体の役割の概要について。</p> <p>2 この制度の課題について、どのように捉えているのか。</p>	市長



	<p>3 日本海沿岸に北朝鮮からと見られる木造船が相次いで漂着し、テロの懸念も示されている。今後、訓練などによって制度に対し一定の検証を行っていく必要があると考えるが、訓練面では実際にこの制度をどのように生かすのか。</p> <p>4 核や化学・生物兵器攻撃の場合は汚染物質の撤去・除去、被災者の救難及び救助が必要になる。具体的に浄水場が汚染された場合や、電気通信など市民生活に直結するものがダウンした場合は誰がどう対応するのか。</p>	
--	---	--

受付日	29 年 12 月 25 日
送付日	29 年 12 月 28 日